

## 第20回安城市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時	令和6年2月1日（木）午前9時30分から10時30分まで
場 所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
出席者	<p>【委 員】出席 9名 (近藤委員、潮田委員、中島委員、都筑委員、杉山委員 神谷委員、中川委員、長坂委員、野上委員) 欠席 1名 (本田委員)</p> <p>【その他】吉田氏（中部運輸局）</p> <p>【事業者】西三河在宅介護センター安城 小田氏 心愛 松本氏 安城市社会福祉協議会 伊藤氏 こすもす畠 中川氏</p> <p>【事務局】細井社会福祉課長、柴田社会福祉係長、山田主事、水野</p>

・会長を近藤委員と定めた。副会長は中島委員

### 議題（1）

令和5年実績報告について

#### 質疑

（西三河在宅介護センター安城）

昨年登録有効期限を更新したが、資料は誤りではないですか。

（事務局）

資料の誤りです。

（潮田氏）

こすもす畠さん、心愛さんに比べて、西三河在宅介護センター安城さんは登録台数は2～3倍程度ですが、運送回数は（こすもす畠と比較して）40倍近くあります。何か理由がありますか。

現実問題として、市内のタクシー業者の廃業により利用者からタクシーが不足しています。

一般タクシーを利用している利用者様に本制度をご理解いただき、もっと本制度の利用者が増加すると市民サービス向上にもつながります。

他事業所でも、もう少し利用者が増えると良いと思いますが、どういったところで差が出ているのでしょうか。

（こすもす畠）

福祉有償運送利用者はデイサービスや居宅介護事業といった事業サービスの

利用会員に限定されるため、利用者数が限られます。

制度上、福祉サービスの中で、送迎加算（介護報酬）に組み込まれているため、福祉有償運送を使わない送迎もあり、福祉有償運送としての利用は最低限となっています。

（潮田氏）

希望者がいれば登録できるということですか。

（こすもす畠）

登録は可能ですが、制度上、介護保険や福祉サービスの利用者に限られます。

（潮田氏）

運賃は当初の規定では一般タクシーの2分の1程度ということでしたが、改定により8割程度になりました。

昨今の燃料費、人件費の高騰を踏まえ運賃改定を実施または検討されていますか。

継続的にサービスを続けるならば、利用者様の負担の面もあると思いますが、しっかりと輸送料金をいただく事も必要かと思います。

（心愛）

運賃改定については、燃料費、人件費等の高騰を受けて、内部で協議中です。

利用者様には前もって書面にて運賃改定について了承を得ているので、回答が集まり次第、運賃改定を行う予定です。

（西三河在宅介護センター安城）

まだ内部の協議をしていません。今年中から協議して改定に進めたいです。

（社会福祉協議会）

現在は初乗り500円です。数年前に運賃改定をしており、現在のところ改定の予定はありません。

（こすもす畠）

タクシー料金の概ね半額と認識していました。8割まで良いという解釈でよろしいですか。具体的にいくらぐらいでしょうか。

（吉田氏）

最近中部運輸局HPに目安を公表しました。

尾張三河地区の初乗り1キロあたり448円が8割の目安です。加算については200メートルあたり63円が目安です。

国土交通省の通達はすでに改正され、現在は支局の公示改正の準備中です。

改正後事務局に伝えますので、事務局から事業者様へ周知いただき、対価変更の希望があれば改めて協議会で協議議題としていただきます。

（こすもす畠）

今回の更新にあたり、内部で協議はしましたが、半分を超えてはいけないという規定があったので、改定はしませんでした。

燃料費や人件費高騰により事業継続は難しくなっており、新規利用者は増やすほど赤字になってしまいます。

現在、利用ニーズのある利用者様を最低限でお受けしている状態です。  
(吉田氏)

公示後、事務局に通知します。

例年2月に協議会を行っていますが、来年まで待たなくても、早期に協議会を開催していただいて運賃改定をしていただいても良いです。

場合によっては書面で協議を行っていただく事も可能です。

(近藤氏)

書面で決議を得て過半数賛成が得られれば金額改定が認められるということでおろしいですか。

(吉田氏)

はい。

(潮田氏)

去年3月20日でタクシー運賃は改定をしています。

タクシー運賃も上げていますのでそれを踏まえてご検討ください。

タクシー協会としても、一般利用者の方もお待たせしている状況ですので、本制度で対応できる面は継続してやっていける運用をしていただけたとあります。

## 議題（2）

①「特定非営利活動法人こすもす畠」の福祉有償運送事業者の更新登録について

(説明：特定非営利活動法人こすもす畠 中川氏)

②「特定非営利活動法人心愛」の福祉有償運送事業者の更新登録について

(説明：特定非営利活動法人心愛 松本氏)

## 質疑

(潮田氏)

いずれの事業者も安城市在住でない利用者がいるが、出発点もしくは帰着点が安城市内ということでおろしいか。

(こすもす畠・心愛)

はい。

(潮田氏)

心愛さんは本日満期を迎える保険も更新しているということでよろしいか。

(心愛)

はい。

(吉田氏)

こすもす畠さんの運行管理体制について、運行管理の責任者が中川氏になって

いますが、中川氏は運転者でもあります。

乗務前の、疲労や飲酒など安全な運転のための確認をセルフで点呼するというのは認められていないので、運行管理責任者の代行者を立ててください。

(中川氏)

今まで、運行管理責任者の代行者を、配置していました。

事業所に5台以上の登録のため警察署にも届けを出していましたが、車両整備の関係で現在は各事業所に3台、多くても4台となっています。

そのため警察署に運行管理の届け出の義務の解任を出しており、現在は届けで出でていない状態です。

現在は、できるだけ他の職員に運送してもらっていますが、万が一、自分が運送する場合は代理者に確認をしてもらえる状態になっています。

今回の福祉有償運送のための運行管理には代理者の就任承諾書は付けていませんが書類としても出した方がよろしいですか。

(吉田氏)

5台未満であれば資格者の書類は不要です。

運行管理体制の代行者欄にあらかじめ記名していただき、中川氏が運送する際には代行者の方に確認していただければ良いです。

以上の質疑を経て全会一致で可決となり、特定非営利活動法人こすもす畠及び特定非営利活動法人心愛の更新登録を認めることになった。

その他

なし。